

第1回（仮称）大和市文化芸術振興条例検討会議 会議録

1. 日 時 平成21年6月24日（水）午後3時00分～午後5時00分
2. 場 所 大和市役所5階 委員会室
3. 出席状況 （1）委員9名（今井委員、大久保委員、藏委員、杉下委員、高田委員、伏見委員、三好委員、山口委員、米屋委員）
（2）事務局4名（文化スポーツ部長、文化振興課長ほか2名）
（3）傍聴0名

4. 審議又は検討経過及び結果

（1）開会

（2）市長あいさつ

- ・市長別の公務のため、後の日程途中であいさつ。

（3）委員自己紹介

- ・委員及び事務局職員が自己紹介。

（4）検討会議の位置づけと役割について（資料1・2）

- ・事務局から説明。質疑なし。

（5）会長の選出、副会長の選出

- ・委員の互選により、伏見会長、米屋副会長を選出。

（6）条例骨子案等について（資料3～7）

- ・事務局から説明。
- ・米屋委員から現代の文化行政をとりまく状況と芸術文化ホールについて説明。

（要旨）

芸術文化ホールの検討委員会で議論になったのは、老朽化した生涯学習センターホールに代わる施設が欲しいという率直な意見に対し、市民にとっての文化拠点をつくらうというのが基本線であった。単に良い施設を整備するだけでなく、施設の機能をきちんと発揮することによって、大和市民の創造性が育まれたり、良い芸術作品に触れて感動したりして、心が豊かになり、生活の質の向上が図られるというように、まちづくり全体にまで波及効果をもたらすような文化拠点をつくることを目指すものである。

日本の特徴として、行政が公立文化施設をつくった場合に、器だけをつくり、中でソフトを提供する集団は別に発達してきた経緯がある。しかも、お客様を集める役割も鑑賞団体として別に発達してきた。

これは芸術団体が、やりたい人たちが集まり、出来る範囲でやっていこうという姿勢であったため、職能化が進まず、より多くの人たちに働きかけようとする力が足りなかった。プロフェッショナルな活動とアマチュアの活動の境目がとても曖昧だというのも日本の特徴である。また、もう一つの日本の特徴として、いろいろな人がいろいろな文化に、お稽古事として親しむ土壌が広がっていることもある。この点は、西洋とは違い、一般庶民が幅広くいろいろな文化をたしなむというのは、なかなか無いことだと思う。

大和市の文化活動を見た場合に、アンケート結果を見ると、普段の稽古ごとの発表の場に関す

る要望が多いにも関わらず、現状はまだ不十分であるという意見や、もっと優れた鑑賞の場が欲しいという意見など、非常に目の肥えた、耳の肥えた市民がたくさんいて、横浜などへ鑑賞活動に出かけるという方も多く、さまざまな要望があると感じた。

しかし、提言をまとめていく過程で、これらを1つのホールに担わせることが出来るのだろうかと思直不安に思った。

確かに理想的なホールをつくることは必要であり、この提言書にも出来るだけいろいろな機能を兼ね備えたホールで、ソフト重視の必要性がまとめられているが、果たして、新しいホールを1つつくるだけで、それらが全て解決できるかと言うと、ほかの大和市の施設や仕組みと組み合わせていかないと実現は難しいと感じており、制度創出や新しい仕組みづくりが必要と言っていたら、今回の条例策定のお話になったので、順当な流れではないかと考えている。

文化芸術振興基本法は、実は超党派の議員連盟による提案で、各党が持ち寄ったものを最大公約数として混ぜてつくった法律であるため、法律をつくる専門家がきれいに構成した法律ではなく、あまり条文が整理された美しい法律では無い。文化芸術の法律でありながら、少しゴテゴテした感じが残っているものになっている。

基本理念としては第2条に8項目挙げられているが、私なりに要約すると大事な点は4つある。

1つは、「自主性」。芸術文化はお上から押し付けられるものではないということ。もっと言うと、表現の自由の保障。2つめは文化を享受する権利は国民一人ひとりが持っているということ。文化へのアクセス、「文化権」と言われる方もいる。法律では文化権を保障するとまでは書かれていないが、文化を享受する権利は守っていかなければならないという考えである。

さらには、「文化の多様性」。骨子案では多文化共生としてうたわれているが、いろいろな価値観を共有できる社会を実現することが理念として重要である。

また、文化財保護や新しい文化の創造、地域から発信する、国際的な発信など、いろいろな言い方があるが、それらを整理すると1番中心にある概念は「継承と発展」である。ご先祖がつくったものを受け継ぎ、発展させていくこと。

これら、「自主性」、「文化権」、「多様性」、「継承と発展」の4つの基本理念が何らかの形でうたわれていれば、自治体の条例としてふさわしいのではと思う。

私は、国の基本方針のほかに、昨年神奈川県条例づくりにも関わって、国や県レベルと基礎自治体とでは少しずつ役割が違うと思うので、大和市として条例をつくる際に、国の内容を矮小化してまねるのではなく、基礎自治体として何を重視するか考えていく必要があると感じている。

例えば、次世代を担う子供たちについては国や県でもうたっているが、県の所管は、高校レベルであり、小中学校は市の所管であるため、小中学校を対象とした施策は市案の中心に来るであろう。

また、創造力を育むには小さな子供の頃から重要であるため、未就学児や幼児などに対する施策は、基礎自治体の役割がかなり大きくなっていくと考えられる。

コンサートホールをつくるのかギャラリーをつくるのかいろいろと意見があると思うが、どんな文化芸術活動を媒体にするかということあまり重要ではなく、結果的に市民がどんな心の豊かさを得られるかということから逆算して、考えていく必要があると思う。

付け加えて、文化芸術基本法は先ほど述べたとおり各党の主張の寄せ集めだったので、第3章以降は、メディア芸術や伝統芸能などが列挙されているが、これは文化庁がこれまでやってきたものを順番に並べたもので、日本の文化行政はこういうものを行ってきたというだけのことである。このように列挙するのはわかり易いものの、一部に不公平感を誘発するので、このような例示された分野、手段にとらわれずに総合的な施策に近づけるようにすることが必要と思う。

(7) 意見・質疑応答について

- 委員：先日、市制50周年記念の映画を見たが、50周年だから何か映画でもつくるかという感覚が伝わってきた。高校生や大学生など今の若者ならばもっと簡単に映画をつくれるはずだから、もっと若者達に楽しんで映画をつくらせた方がまちづくりとしていいのではと思った。何事も楽しんでやるということが文化だと思う。費用の問題もコンペ方式で競作にすれば抑えられる。
- 委員：私はNPOで子供たちが映画をつくる事業を行っているが、2年前にノーベル平和賞を受賞したアル・ゴア氏は、副大統領を辞めてから、環境問題への取り組みを映画で訴えて注目をあびた。これは、講演を行うよりも、映画というツールを使えば全世界に同時に発信できる効果に着目して映画を作ったものであった。これこそ文化芸術を使用した情報発信であり、大和市でもいろいろな観点で文化芸術を使って世界発信できると思うので、是非取り組んでもらいたい。
- 会長：今はまだ条例に何を盛り込むかというような形で固まるのではなく、市民がいかに心豊かに暮らせるかという視点から考えることが大事だと思う。現代の若者文化を捉えると大きく動いてきているという感じがする。
- 委員：子供たちへ映像など文化芸術に触れる機会という視点からは、もっと幼稚園や保育園を大事にしてもらいたいと思う。今の幼稚園児や保育園児は吸収力がとてもよく、最終学歴に対して「最初学歴」と言われるぐらい、子供たちに最初にどのような教育を受けさせるかということが、後々大人になったときに大きな糧になると思う。幼稚園や保育園の時代から良質な文化芸術を体感させることで、心の潤いが芽生え、健やかに成長していくと思う。
- 委員：人にとって、子どもの頃どのように暮らしたかという環境づくりが大事だと思う。大和市民にとって身近な泉の森で親子スケッチ大会などを開催すれば、参加者が相当集まると思う。大和市にはそういう土壤があると思うので、なんとかしたいと思う。身近な場所でお金もかからず誰もが参加できることが大事で、骨子案の理念にも書かれている「心の豊かさ」につながると思う。また、描いた絵を一堂に展示するためにもギャラリーは必要であると考えている。
- 事務局：今、市役所庁舎の階段に「スクールギャラリー」と称して、市内の小学生の絵を飾っている。うまくなくてもいいから小学生が一生懸命描いた絵を見てもらう機会を提供することによって、殺風景な庁舎を少しでも明るくしようと実施しているが、これも文化芸術の一環だと思う。大がかりな施設整備だけでなく、できることから工夫して進めていくことが大事ではないだろうか。
- 委員：私は子供たちに書道を教えているが、小学3年生は授業で最初に筆を持つ時期なので、ボランティアで小学校へ行き、筆の持ち方などの指導のお手伝いを学校側へ申し出るのだが、応じてもらえる学校はまだ少ないのが現状である。これは学校側も余裕が無いのだろうと思うが、私以外にもボランティア・スタッフが多くいるので、是非活用してもらいたいと思っている。現在は小学校の夏休み授業として、中央林間小学校と渋谷小学校に出向いているが、もっと他の学校にも広がればと期待している。
- 委員：私は一般市民に文化を広める目的で活動している。また、子供たちにも文化に興味を持ってもらい、参加してもらうことを目的に進めているが、学校には中々入っていけないのも現実である。私はコミュニティセンターなどでの活動を見ると、大和市は文化活動は活発であると思っている。しかし、それぞれが個々に活動しているため、目立たず、比較的まとまりが無いと思う。やはり、行政が力を貸して小さなところを集約して、少しでも大きくなるようにすれば、活気が生まれ、参加者が多くなり、相乗効果が生まれると思う。この条例によって、行政の積極的な参加が進むことを期待している。また、個々の団体は宣伝方法にも限界があると思うので、その点も行政の力を貸してもらえるように条例に盛り込んでもらえるとうれしい。

委員：心の豊かさが大事であることを否定する人はいないと思う。私は心の豊かさはみんなが持っていると思う。しかし、それを表現することに恐怖心があったり、表現する自信が無いのだと思う。日本の社会は今いろいろな意味で世界に対して自信が無い状態だと思う。国でも芸術力を高めることと経済力がうまく結びついていない。市内で常に芸術活動を行っている人は、市内では場所は無いけど、横浜にはあるから借りることもできると思う。一方で、初めて絵を描いて周りから褒められたとしたら、それが生きていく自信につながる。文化芸術活動にはそういう要素があるのだと思う。そうだとしたら、必ずしも大きなホールで発表しなくても、もう少し手前でみんなと楽しくワイワイやるのがいいのではないかと思う。北京のある公園には、筆が置いてあって池から水を汲んできて自由に漢詩が書ける場所があり、私もやってみたら凄く楽しかった。また、別の場所ではたくさんの遊具が置いてあって、高齢者が運動不足解消のためにリハビリも兼ねて楽しめるようになっていた。こういうのを見ると、アイデア次第でいくらでも工夫して楽しく表現できるのだと思う。

会長：いろいろなアイデアが出てくると思う。個々には条例に盛り込むことは出来ないだろうが、理念をつくるうえでは、根底に考えておく必要がある。

委員：みなさんの意見と同感で、あれもこれも浮かんでくるが、誰もが納得する形にしていくことは難しいと感じている。

委員：市内に歴史的建造物として文化財の指定を受けている建物はあるか。

事務局：泉の森内の郷土民家園や下鶴間ふるさと館などいくつかある。

委員：第8次総合計画に「多くの市民が日常生活の中で様々な芸術や文化に触れる」とある。しかし芸術文化ホールなどの大型施設をつくったとしても近くの人はずぐに行けるが、遠い地域の人にとって日常的に行くのは難しいので、整合性がとれなくなる恐れがある。私が考えるのは、例えば市内の豪邸で相続が発生したら、「底地物納」という制度を利用して、土地だけを財務省に納め、建物はそのまま国から借りて、地域のミニギャラリーとして活用するものである。この方法では歴史的建造物を残しつつ、地域の景観も守れて、また環境面での活用も併せれば、様々な分野の複合的施設として、子供たちがそこに行くといろいろなことが感じられる施設として活用できると思う。そうなれば、芸術文化ホール1つだけでなく、ホールを核としてミニギャラリーが各地域にコロニー的に存在する魅力的なまちづくりにつながるものと思う。

(8) その他(資料8)

- ・事務局から説明。
- ・次回以降の会議日程を調整し、第2回は8月4日(火)10時からに決定。第3回は8月25日(火)10時からを暫定とするが、参加予定人数がやや少ないので、再度日程を調整して決定する。第4回は9月29日(火)15時からに内定。

(9) 閉会